

千葉県後期高齢者医療制度に係る健康診査について

受診先の医療機関の方へ（お願い）

千葉県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療制度に加入している住所地特例制度に該当する被保険者の方を対象とした健康診査（以下「健診」という。）費用の助成を行っています。

この度、貴院で健診を実施していただくにあたり、下記の事項をご確認ください。

■受診者が受診日現在、下表に該当する被保険者であることをご確認ください。

- ☐ 保険者番号の頭が「３９１２」から始まること
- ☐ 保険者の名称が「千葉県後期高齢者医療広域連合」であること
- ☐ 被保険者の住所が「千葉県外」であること

■基本項目に係る費用は、次の項目のすべてを実施した場合に助成対象となります。

- ☐ 既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。)
- ☐ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ☐ 身長、体重及び腹囲の検査
- ☐ BMI(次の算式により算出した値をいう。以下同じ。)の測定
$$\text{BMI} = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)} \div \text{身長(m)}$$
- ☐ 血圧の測定
- ☐ 肝機能検査（ＡＳＴ、ＡＬＴ、γ－ＧＴ）
- ☐ 血中脂質検査（中性脂肪、ＨＤＬコレステロール、ＬＤＬコレステロール）
- ☐ 血糖検査
- ☐ 尿中の糖及び蛋白の有無の検査

■追加項目に係る費用は、次の項目について、医師が国の定める基準に基づき必要と判断し、実施した場合は助成対象となります。

- ☐ 貧血検査 ☐ 心電図 ☐ 眼底検査 ☐ 血清クレアチニン検査

※助成対象となる検査項目にない検査を実施した場合、対象外項目の検査に要した費用は、助成対象外です。

■受診後には、受診した被保険者へ下記 2 点をお渡しください。

- ☐ 上記健診項目の全てが記載された「健診結果に係る記録」
- ☐ 受診した医療機関が発行した「健診費用の領収書」

■支払いの流れは下記のとおりです。

- ① 被保険者が、貴院へ健診費用をお支払いする。
- ② 被保険者が、健診を受けた年度の 3 月 3 1 日までに、千葉県後期高齢者医療広域連合へ費用助成の申請をする。
- ③ 千葉県後期高齢者医療広域連合が被保険者へ助成金をお支払いする。

※健診の費用助成は年度ごとに 1 回です。2 回目以降は助成対象外です。

〈問合せ先〉

千葉県後期高齢者医療広域連合 給付管理課

TEL:043-216-5013

Email:kyufu@kouiki-chiba.jp